

廃 止 届

事 項	毒物劇物販売業等を廃止したとき
根拠法令	法第10条 施行令第36条の2 施行規則第11条
提出部数	1 部提出（松本市保健所）
添付書類	1 登録票（紛失のときは理由書） 2 毒物劇物取扱責任者設置届済証（紛失のときは理由書） 注） 特定毒物を所有する場合は、「特定毒物所有品目及び数量届」を提出すること。
そ の 他	30日以内に届け出られなかった場合には遅延理由書

廃 止 届

業 務 の 種 別			
登録（許可）番号及び 登録（許可）年 月 日		第	号 年 月 日
製造所(営業 所、店舗、主 たる研究所)	所 在 地		
	名 称		
廃 止 年 月 日		年 月 日	
廃止の日に現に所有する 毒物又は劇物の品名、 数量及び保管又は処理 の方法	品 名	数 量	保管又は処理方法
備 考	廃止の理由		

上記により、廃止の届出をします。

年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

松本市長 様

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物又は劇物の一般販売業、農業用品販売業若しくは特定品目販売業の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみの取り扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。